

改正	昭和46年4月1日規則第20号	昭和60年7月19日規則第39号
	平成11年3月31日規則第35号	平成12年3月17日規則第10号
	平成14年3月29日規則第22号	平成15年3月31日規則第46号
	平成15年7月15日規則第81号	平成16年2月27日規則第8号
	平成16年3月26日規則第31号	平成16年5月14日規則第55号
	平成17年10月11日規則第96号	平成19年9月28日規則第83号
	平成20年4月15日規則第35号	平成23年8月30日規則第54号
	平成25年2月26日規則第5号	平成27年3月31日規則第24号
	平成27年12月18日規則第61号	平成29年3月7日規則第5号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年香川県条例第37号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第2条第1項の許可を受けようとする者は、風致地区内行為許可申請書（第1号様式）に説明書（第2号様式）、別表第1に掲げる図面等その他知事が必要と認める書類を添付して、知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一部改正〔平成11年規則35号・16年55号・25年5号〕

(独立行政法人)

第3条 条例第2条第2項の規則で定める独立行政法人は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- (3) 独立行政法人労働者健康安全機構
- (4) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (5) 独立行政法人水資源機構
- (6) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (7) 独立行政法人環境再生保全機構
- (8) 独立行政法人中小企業基盤整備機構

一部改正〔昭和60年規則39号・平成12年10号・15年46号・81号・16年8号・55号・17年96号・19年83号・20年35号・23年54号・25年5号・27年24号・61号・29年5号〕

(標識の設置)

第4条 条例第2条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を行う期間中当該行為地内の見やすい場所に風致地区内行為許可標識（第3号様式）を設置しなければならない。

(行為の中止等の届出)

第5条 条例第2条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を中止し、廃止し、又は完了したときは、速やかに、風致地区内行為中止・廃止・完了届（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(協議又は通知の手続)

第6条 第2条の規定は、条例第2条第2項の協議又は条例第2条第3項の通知に準用する。

(地位の承継の届出等)

第7条 条例第6条第1項の規定により許可に基づく地位を承継した者は、速やかに、風致地区内行為許可承継届（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2 条例第6条第2項の規定により許可に基づく地位の承継の承認を受けようとする者は、

風致地区内行為許可承継承認申請書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（身分証明書）

第8条 条例第8条第2項の身分を示す証明書は、第7号様式による。

（緑地面積の算定）

第9条 条例別表第3宅地の造成等の項の木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積は、別表第2区域の欄に掲げる区域ごとに、同表緑化種別の欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表基準面積の欄に掲げる面積に同表換算係数の欄に掲げる係数を乗じて得られる面積の合計とする。

追加〔平成16年規則55号〕

（書類の提出）

第10条 この規則の規定により知事に提出する書類は、その部数を正本1通及び写し1通とする。

一部改正〔昭和46年規則20号・平成12年10号・14年22号・16年31号・55号・25年5号〕

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（風致地区規則の廃止）

2 風致地区規則（昭和6年香川県令第39号）は、廃止する。

附 則（昭和46年4月1日規則第20号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年7月19日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第35号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

（風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

9 第10条の規定による改正前の風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成12年3月17日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第22号抄）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第46号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年7月15日規則第81号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年2月27日規則第8号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第3条第5号の改正規定は、同年3月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日規則第31号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年5月14日規則第55号）

この規則は、風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（平成16年香川県条例第23号）の施行の日から施行する。ただし、第3条各号の改正規定は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年10月11日規則第96号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年9月28日規則第83号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年4月15日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年 8 月 30 日規則第54号）

この規則は、平成23年10月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 2 月 26 日規則第 5 号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月 31 日規則第24号）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年12月18日規則第61号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月 7 日規則第 5 号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

行為の種別	図面等		
	図面等の種類	縮尺	図面等に明示しなければならない事項
建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築又は移転	付近見取図	随意	方位、行為地及び道路、建物その他の目標となる地物
	配置図	500分の1以上	方位、縮尺、敷地の境界線、敷地内における建築物等及び木竹の位置、申請に係る建築物等と他の建築物等との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	平面図	200分の1以上	方位及び縮尺
	2面以上の立面図	200分の1以上	方向、縮尺並びに主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩
	断面図	200分の1以上	縮尺、敷地の現況地盤及び設計地盤、敷地の境界、敷地内における建築物等及び木竹の位置及び高さ並びに申請に係る建築物等と他の建築物等との別
	植栽計画図	200分の1以上	方位、縮尺並びに植栽する樹木及び既存の樹木の位置及び名称
	現況写真	名刺判以上	行為地及びその周辺並びに行為部分の境界線
建築物等の色彩の変更	付近見取図	随意	方位、行為地及び道路、建物その他の目標となる地物
	配置図	500分の1以上	方位、縮尺、敷地の境界線、敷地内における建築物等及び木竹の位置、色彩の変更箇所並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	立面図	200分の1以上	方向、縮尺、主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩並びに色彩の変更箇所
	現況写真（カラー）	名刺判以上	行為地及びその周辺並びに行為部分の境界線
宅地の造成、	付近見取	随意	方位、行為地及び道路、建物

土地の開墾 その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。） 土石の類の採取、水面の埋立て若しくは干拓又は屋外における土石、廃棄物若しくは再生資源（以下「屋外における土石等」という。）の堆（たい）積	図		その他の目標となる地物
	平面図	500分の1以上	方位、縮尺、等高線又は等深線、行為地の境界線、切土、盛土又は堆（たい）積をする土地の部分及び擁壁、排水施設その他の附帯工作物
	断面図	500分の1以上	縮尺、現況地表面、設計地表面、法（のり）面保護又は堆（たい）積の方法及び擁壁、排水施設その他の附帯工作物
	植栽計画図	200分の1以上	方位、縮尺並びに植栽する樹木及び既存の樹木の位置及び名称
	現況写真	名刺判以上	行為地及びその周辺並びに行為部分の境界線
木竹の伐採	付近見取図	随意	方位、行為地及び道路、建物その他の目標となる地物
	平面図	500分の1以上	方位、縮尺、等高線、行為地及びその周辺の土地利用の現況、伐採区域並びに伐採樹木の位置及び名称
	植栽計画図	1,200分の1以上	方位、縮尺並びに植栽する樹木及び既存の樹木の位置及び名称
	現況写真	名刺判以上	行為地及びその周辺並びに行為部分の境界線

一部改正〔平成16年規則55号〕

別表第2（第9条関係）

区域	緑化種別	基準面積	換算係数
主たる道路との境界線からの水平距離が5メートルまでの敷地の区域	高木（樹高が3メートルを超える樹木をいう。以下同じ。）	通常の生育をした時の樹冠の水平投影面積	1.44
	生け垣	延長に生け垣高を乗じて得た面積	1.2
	壁面緑化	水平延長に1メートルを乗じて得た面積	1.2
	芝又は屋上緑化	水平投影面積	0.6
	樹木（高木を除く。以下同じ。）	通常の生育をした時の樹冠の水平投影面積	1.2
	草本（芝を除く。以下同じ。）又は庭園内の池、庭石若しくはこれらに	水平投影面積	1.2

	類するもの		
その他の敷地の区域	高木	通常の生育をした時の樹冠の水平投影面積	1.2
	生け垣	延長に生け垣高を乗じて得た面積	1
	壁面緑化	水平延長に1メートルを乗じて得た面積	1
	芝又は屋上緑化	水平投影面積	0.5
	樹木	通常の生育をした時の樹冠の水平投影面積	1
	草本又は庭園内の池、庭石若しくはこれらに類するもの	水平投影面積	1

追加〔平成16年規則55号〕

第1号様式

(第2条関係)

全部改正〔平成16年規則55号〕

第2号様式(その1)

(第2条関係)

一部改正〔平成16年規則55号〕

第2号様式(その2)

(第2条関係)

一部改正〔平成16年規則55号〕

第2号様式(その3)

(第2条関係)

一部改正〔平成16年規則55号〕

第2号様式(その4)

(第2条関係)

全部改正〔平成16年規則55号〕

第2号様式(その5)

(第2条関係)

一部改正〔平成16年規則55号〕

第3号様式

(第4条関係)

全部改正〔平成16年規則55号〕

第4号様式

(第5条関係)

全部改正〔平成16年規則55号〕

第5号様式

(第7条関係)

全部改正〔平成16年規則55号〕

第6号様式

(第7条関係)

全部改正〔平成16年規則55号〕

第7号様式

(第8条関係)

一部改正〔平成16年規則55号〕